

第 5 回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会 議事要旨

1 日時：平成 30 年 2 月 8 日（木）14:00～15:50

2 場所：（一財）日本消防設備安全センター 第 1 会議室
（虎ノ門 2 丁目タワー 10 階）

3 出席者

【部会員】 小林部会長、河野副部会長、田辺部会員、佐々木（修）部会員、
岡田部会員、木原部会員、鈴木部会員、金子部会員、谷山部会員、
中西部会員、森部会員

【事務局】 鈴木課長、塩谷設備専門官、四維係長、伊崎事務官、吉岡事務官、
大矢事務官

4 配布資料

資料 5-1：自家発電設備の点検方法に関する改善（案）

資料 5-2：消火器の点検パンフレット（案）

資料 5-3：消火器点検アプリ（案）の画面遷移（案）

資料 5-4：今後の取組（案）

参考資料 5-1：部会員名簿

参考資料 5-2：第 4 回検討部会議事要旨

5 議事（○：部会員 ●：事務局）

はじめに、事務局から前回議事要旨の内容について確認し、変更なしとして承認された。その後、各議題に基づき説明。

■自家発電設備の点検方法の改善（案）について■

資料 5-1 により、自家発電設備の点検方法に関する改善（案）を説明。

- 点検方法（案）に記載されている内部観察等の実施者はどのような方を想定しているのか。
- 消防設備士や消防設備点検資格者の中でも、自家発電設備に関する経験や知識を備えた方を想定している。
- 内部観察等の点検は、分解を伴うので、経験や知識を備えた方が行うということを点検要領などの通知で示すなど、適切に点検ができるように担保する必要があるのではないか。
- ご指摘を踏まえて、関係団体とも連携しつつ、点検要領等の記載を検討したい。
- 非常電源の点検について、消防法のみならず建築基準法等においても規定があったと記憶している。消防法の基準だけを見直しても、建築基準法も見直さなければ

問題は改善されないのではないか。

- 負荷運転に関するこのような具体的な規定は消防法にしかないので、消防法の基準を見直すだけでよいと考えている。
- 従前行われてきた点検方法に加えて、新たな選択肢として内部観察等の点検方法を提案しているが、従前の点検方法と比較し、コストはどの程度になると想定しているのか。
- 建物の状況により様々であり、一概には言えない。全館停電とすることに支障がない場合、従前の負荷運転による方法を選択した方が、コストが抑えられるケースもあると思われる一方、全館停電が難しい場合で、今でも自主的にオーバーホールをしている建物は、オーバーホールの際に併せて内部観察等を行うことによりコストが抑えられるケースもあると思う。点検方法の選択肢を増やすことで、建物の状況に応じた方法に関係者に選んでいただきたいと考えている。
- 負荷運転や内部観察等を6年ごとに実施することになる場合、前回実施した時期や部品の交換履歴について、点検票を受け取る消防本部が確認できるようにできないか。
- ご指摘を踏まえて点検様式の項目等について検討したい。

■小規模施設を対象とした点検報告の促進方策（案）について■

資料 5-2、資料 5-3 に基づき、小規模施設を対象とした点検報告の促進方策について、点検パンフレットによる方法、アプリを利用する方法の案を説明。その後、開発中のアプリの各画面や操作方法について、開発業者から説明。

- アプリは、途中で入力を中断しても再開できるのか。
- 再開可能である。
- データはどこに保持されるのか。アプリのOSが更新された時や機種を変えたときなどはどうか。できる限り入力が少ない方が使いやすいと思うが。
- 建物情報など初めに入ればできる限り毎回入れなくても済むようにと工夫はしたいと思う一方で、半年ごとに点検をしなければならないので、毎回すべてのデータを入れないようにしてしまうと中身を確認せずにそのままPDFにして報告してしまうことも懸念している。OSのバージョンアップについては、単純な構造なので大きな支障が出る可能性は少ないと考えているが、機種変更については改めて入力をしなければならない。今後、より利便性が向上するように検討したい。
- アプリによって便利になる反面、虚偽の報告が発生する可能性がある。それを防ぐため、アプリの利用規約等の中で、虚偽の報告に対しては罰則がある旨を記載してはどうか。
- アプリの説明文に盛り込むことを検討する。
- アプリについては、電子メールによる報告も視野に入れていたと思うが、電子メールや電子申請等により報告することについて、どの程度検討が進んでいるか。
- アプリにより点検報告書が作成されたものについては、システム上の機械的なチ

チェックができていますので郵送による報告は積極的に認めていく方向で考えている。一方、電子申請については、他法令や消防機関の対応状況を確認したが、本人確認のために、電子証明書を発行したり、カードリーダーを用意しなければならなかったりするなど、一般の方が行うには非常に多くの課題があると聞いている。そういった課題の解決に当たっての検討が進んでいると聞いているので、その動向を踏まえて今後点検報告における対応も検討したい。

■その他■

資料 5-4 により、今後の取組（案）について説明。

- 最初、この検討会で、必ずしも有資格者でなくとも点検が実施できる建物においても、有資格者以外の方が点検を実施していないというデータがあったかと思う。現行の消防法令における有資格者による点検範囲は、建物の一定の規模で区分されているが、このような状況を踏まえて、今後検討していただきたい。
- 合理的な基準となるように、今後、検討したい。
- 消火器の点検について、小規模な飲食店向けへの対応をしているが、これがわかりやすいということであれば、消火器を自主的に設置していただいている一般の方々にも活用いただいたらよいのではないかと考えているが、どうか。
- 前回出席した際に、小規模な施設については一般の方でも点検できるということを知った。一般の方であっても、回覧などで一声掛けていただくことで知ることができればよいと思う。
- 消火器の点検について、自ら実施可能であるということは、どの程度周知されているのか。
- 消防本部ごとに広報していると思うが、丁寧に細かく一般家庭向けにこのようにパンフレット等を作ってまで周知はされていない可能性もある。今回のリーフレットなどがわかりやすいということであれば、一般の方向けに少し加工をして広報をしていくという方法もあるかと思う。
- 消火器の点検パンフレットの内容は非常にわかりやすいと思ったので、自分で点検できることをもっと周知することが有効だと思う。

以上